

# 聴覚障害者の豊かなコミュニケーションのために

## —団体や事業所等への手話通訳派遣利用の手引き—

社会福祉法人  
滋賀県聴覚障害者福祉協会

## はじめに

### (1) 聴覚障害者の社会参加のために

1981（昭和 51）年、国際障害者年で「障害者の完全参加と平等」が謳われてから聴覚障害者の社会参加は広がりを見せています。また近年は障害者権利条約批准の動きもあり、今後さらに聴覚障害者の社会参加の拡大が期待されています。

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下、「協会」）では、聴覚障害者が様々な場面において情報保障が得られ、そのもてる力を十分に發揮しながら社会参加ができるよう、手話通訳依頼に応じています。

これまで様々な団体や事業所等へ手話通訳者を派遣しました。朝礼や研修の場で聴覚障害者自身が初めて意見発表を行い職場で評価が高まった例や、企業内研究会で聴覚障害者が入賞した例、あるいは同僚とのコミュニケーションが深まり、業務が円滑に遂行されるようになった等が報告されています。

### (2) 聴覚障害者の豊かなくらしをめざして

この手引きは、団体や事業所等へ手話通訳者を派遣する際の手引きとなるものです。

今後も当協会として積極的に手話通訳者の派遣を進め、聞こえる人とのコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者のさらなる社会参加の一助となるよう努めてまいります。

手話通訳派遣をご依頼いただく方々においても、この制度にご理解とご協力をお願ひいたします。

### (3) 手話通訳者の守秘義務

手話通訳者には、その業務上知り得たプライバシーや企業内部の事柄については絶対に外部に漏らさないという厳しい守秘義務が課せられています。

手話通訳者の研修におきましても、常日頃、守秘義務につきましては具体的な事例をもって研修しておりますので、安心してご利用ください。

#### 《参考》手話通訳を利用する聴覚障害者

手話は、ろうあ者といわれる重度の聴覚障害者が主にコミュニケーション手段としており、医療・教育・労働・社会生活など様々な場面で手話通訳を利用しています。

	障害の程度・発生時期・背景	コミュニケーション方法
ろうあ者	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害の程度は重度（80～110db 以上）の聴覚障害。</li><li>○聴覚障害の発生時期は先天的あるいは乳幼児期～学齢期。</li><li>○聾学校で教育を受けた人々が大半であるが、近年はインテグレーションによる教育を受けた後、手話を獲得する人々もある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○主に手話を使ってコミュニケーションを行う。</li><li>○音声日本語を習得している場合、副次的に筆談や口話によりコミュニケーションを行う。</li><li>○インテグレーションによる教育を受けたろうあ者の場合は、手話を習得していない人もおり、その場合は要約筆記が有効な場合がある。</li></ul>
難聴者 中途失聴者	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害の程度は軽度（40～60db）から最重度（110db 以上）まで聴覚障害の程度は多様。</li><li>○聴覚障害の発生時期は先天的から高齢期までと多様であるが、中途失聴者については、青年期以降に失聴した人々をいう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○コミュニケーション手段は補聴器を使用した口話によるが、コミュニケーション場面に制限がある場合（多人数での会話場面、騒音のある会話場面など）では、筆談が用いられる。</li></ul>

## 1. 手話通訳の時間と人数

手話通訳のご依頼の際には集会内容・研修方法等を具体的にお伺いし、その上で、必要な手話通訳者の人数を決めさせていただきます。

### (1) 正確な手話通訳は30分が限界

手話通訳者一人が連続して通訳をした場合、およそ20分を経過したあたりからうまく手話通訳できなくなることがこれまでの研究で明らかになっております。

のことから、当協会では、20分を目途に手話通訳者を交代させ、より正確な伝達ができるように努めております。

#### 〈参考〉

平成15年5月22日厚生労働省部長通知「一人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則として1時間以内とすること。なお、講習会等の場合は、30分以内とする」

### (2) グループディスカッションではグループごとに2名

小グループ形式での研修や会議で複数の聴覚障害者がそれぞれ別のグループに参加するような場合には、それに2名の手話通訳者が必要になります。グループでの話し合いなどで発言する時には、発言者は挙手することや同時に発言をしないなど参加者にもご理解をお願いいたします。

## 2. 派遣の流れと留意事項

### 1. 派遣依頼の申請方法について

- (1) 行事の日程が決定した段階で担当窓口にご一報ください。行事の内容、手話通訳者人数、予算、担当者等について確認いたします。
- (2) 所定の派遣申請書に必要事項をご記入の上、行事の概要がわかるもの（チラシや開催要項等）を添えて、FAXまたは郵送にてお申し込みください。  
申請書は滋賀県立聴覚障害者センターのホームページからダウンロードができますのでご利用ください（<http://www.shigajou.or.jp>）。
- (3) 実施日の迫った依頼にはお応えできない場合もあります。早めのご依頼（一ヶ月前までに）をお願いいたします。

### 2. 当日までにいただきたいこと

#### A. 聴覚障害者の参加に関して

- (1) 聴覚障害者の参加の有無をご確認ください。不特定多数を対象とする行事の場合は、聴覚障害者団体への周知や手話通訳があることを広報する等、聴覚障害者の参加を呼びかけてください。
- (2) 来賓や表彰等で聴覚障害者が壇上に上がる場合は、手話通訳者の人数や配置が変わりますので、あらかじめご確認ください。
- (3) 聴覚障害者が手話通訳を見やすい位置の確保への配慮をお願いします。
- (4) 行事の中止や手話通訳の必要な方が参加されないことが確定した場合は速やかにご連絡ください。

## B. 手話通訳の配置について

- (1) 手話通訳がつくことについて、あらかじめ司会者や講師に説明し、理解を求めて下さい。  
また、事前にレジュメを提供していただく等の配慮をお願いしてください。
- (2) 昼食をはさんでの通訳の場合には、通訳者の休憩場所を確保してください。

## C. 通訳環境について

- (1) 照明について・・・手話は手指のかたちや動きと顔の表情を読み取るため、適度な明るさが必要になります。舞台等ではスポットライトをご使用ください。スライドやビデオ上映、舞台演出上で会場が暗くなると通訳ができませんので、特にご配慮をお願いします。
- (2) 音響について・・・手話通訳を行う場所で、音声が明瞭に聞こえるかどうかをご確認ください。音声が反響する場合やスピーカーの後方に通訳位置が設定される場合（舞台上など）は、手話通訳用のスピーカーやイヤホンのご準備もご検討ください。
- (3) 通訳位置について・・・聴覚障害者から見て、話し手・手話通訳者が同時に視界に入る位置設定が最適です。また手話通訳者が窓を背にして立つ等、聴覚障害者から見て逆光になる場合には、カーテンやブラインドを引いてください。
- (4) 空調について・・・通訳者の健康を守るため、クーラーの吹き出し口の前（真下）で通訳することがないようご配慮ください。

## D. 事前資料について

- (1) より的確な手話通訳を行うためには、事前準備が不可欠です。行事のタイムスケジュール、講師のレジュメ、司会者の台本や挨拶の原稿、来賓や表彰者の名簿、使用するテキストやビデオ・スライド等の資料を事前にご提供ください。提供していただいた資料については、通訳終了後ご返却いたします。

## 3. 手話通訳者の調整・決定

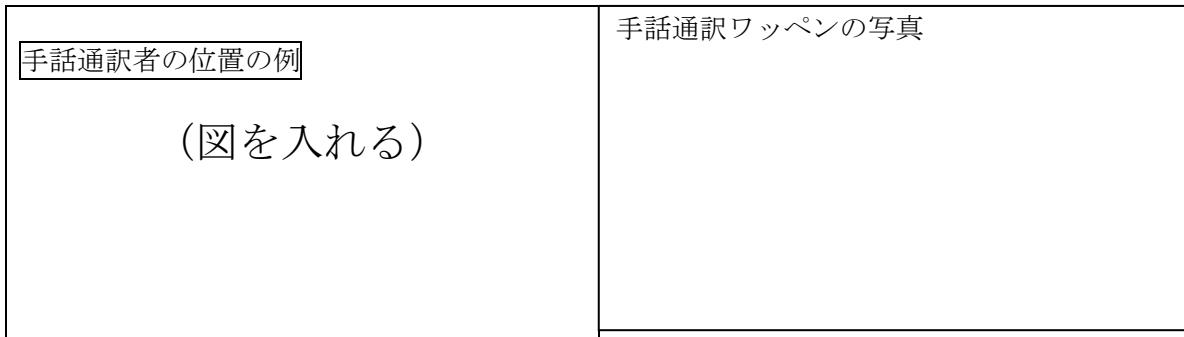
- (1) 派遣する手話通訳者が決まり次第、通訳者の氏名を報告します。特定の聴覚障害者が利用される場合は、待ち合わせの際などの目安となるため手話通訳者名をお伝えください。
- (2) 2日前までに連絡がなかった場合は、恐れ入りますが当協会にお問い合わせください。

## 4. 当日ご配慮いただきたいこと

- (1) 突発的な事態（照明や音響の不具合等）に対応できるよう、手話通訳者がすぐに連絡ができる担当者を明確にしてください。
- (2) 開始前に通訳者とともに、照明・音響・通訳位置などの確認を行ってください。
- (3) 司会者や講師との打ち合わせ時間を可能な限り設けてください。
- (4) 内容や進行内容、話し手が急遽変更になった場合は、その旨を通訳者に伝達してください。

## 5. その他

- 手話通訳者はその場に相応しい服装をして出向きますが、特に配慮が必要な場合（服装の指定がある、体を動かすため軽装が望ましい等）を予めお申し付けください。
- 内容が歌（コンサートなど）の場合は、歌の合間のMCは対応させていただきますが、歌詞の意味を適切に表現することに限界がある為、待機させていただく場合があります。また、手話通訳以外の方法で歌詞を聴覚障害者に提示することも有効ですのでご配慮ください。
- 手話通訳者は会議・研修会・講演会などの記録やノートテイクなどは一切お受けできません。
- 手話通訳者は「手話通訳ワッペン」（図参照）を着用しております。



### 3. 派遣できない内容

下記の内容での派遣はお受けできません。

- ①政治団体の活動
- ②宗教団体の活動
- ③営利活動
- ④その他不適当と認めるもの

### 4. 手話通訳派遣に関する費用

#### (1) 手話通訳費用

労働場面	○事業主が、雇用している聴覚障害者 に対して行う研修会等 ○職務上必要とされる研修会等	4,000 円 (1 時間)	30 分毎に 2,000 円を 加算
地域生活場面	○学校行事、自治会行事等 ○県民市民等が自由に参加できる、一 般的な集会や大会等	3,000 円 (1 時間)	30 分毎に 1,500 円を 加算

\*選挙、放送、司法、大学等の授業等の場面については、お問い合わせください。

\*1時間未満の端数については、原則として1時間に繰り上げるものとします。

#### (2) 旅費

旅費相当分として、1人あたり 1,500 円

#### (3) 打ち合わせ加算

地域生活場面での一般的な集会や大会等など、派遣当日の事前打ち合わせやリハーサルを要する場合については、30分以内は 750 円、30分以降は 1,500 円を加算します。

#### (4) 派遣費用の請求

派遣実施後、請求書をお送りします。指定の口座にお振込みください。

### 5. 参考

#### 独立行政法人高齢者・障害者雇用支援機構の助成制度

「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」制度で、聴覚障害者を1名以上雇用している企業に手話通訳にかかる費用を助成するものです。申請の際に手話通訳に関する契約書の提出が必要となります。当法人では申し出があれば契約書を作成していますのでご連絡ください。

\*制度の詳細は、管轄の公共職業安定所または(社)滋賀県雇用開発協会にお問合せください。

## －手話通訳者派遣の受付・問い合わせは－

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会

(滋賀県立聴覚障害者センター)

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11—33

T E L 077-561-6111

F A X 077-565-6101

U R L <http://www.shigajou.or.jp>

○受付日：月曜日～土曜日 9時30分～18時

○日曜日・休日・年末年始は休館日です。